

## 『届出書類』

「労働基準監督署へ提出するもの」 確実に覚える！

- ・ ボイラー設置届、ゴンドラ設置届、エレベーター設置届 →30 日前
- ・ 建設物設置届 →30 日前  
足場高さ 10m 以上、設置期間 60 日以上  
型枠支柱高さ 3.5m 以上
- ・ 安全管理者選任報告、衛生管理者選任報告、特定元方事業開始報告
- ・ 建設工事計画届 →14 日前  
31m 超えの建築・解体  
10m 以上の掘削  
石綿除去 →都道府県知事にも届出が必要
- ・ 寄宿舍設置届 →14 日前

※足場、型枠、クレーン、ボイラー、エレベーターなど、図面作成、チェック、修正などに時間を要するものは 30 日前と覚える！

※積載荷重 1t 以上のエレベーターを設置する場合は、エレベーター設置届を労働基準監督署長に提出し、労働基準監督署長の落成検査を受けなければならない。

落成検査を受けずにエレベーターの据付工事完成直後から使用することはできない。

(積載荷重 0.25t 以上 1t 未満の場合は、エレベーター設置報告書を労働基準監督署長に提出するが、落成検査の必要はない。)

- ・ 共同企業体代表者届は、14 日前までに都道府県労働局長。

「都道府県知事へ提出するもの」

- ・産業廃棄物、特定粉じん、**石棉除去**、浄化槽設置届など、大気汚染や土壌汚染に関わる届出、及び、**再資源化**に関するもの。
- ・安全上の措置に関する計画届 →法 90 条の 3 をチェック！  
(一定規模以上の特殊建築物や地階の建築物施工中に、仮使用するための安全措置)
- ・建築工事届や、建築物除却届  
(統計を目的に、都道府県知事あてに提出するもの。)  
※**10 m<sup>2</sup>を超える**建築は、**建築主**が提出。 (建築工事届)  
※**10 m<sup>2</sup>を超える**解体は、**工事施工者**が提出。 (建築物除却届)
- ・危険物貯蔵所設置許可申請書は消防本部及び消防署をおく市町村は**市町村長**に、消防本部等所在市町村以外では**都道府県知事**に届け出る。(消防署長ではない)

「その他」

- ・騒音、振動系は、**市町村長** →**7 日前** (近隣住民に迷惑がかかるので、市町村長)
- ・道路使用許可申請書は、**警察署長**。  
道路を一日の数時間とか、一時的に使用し、交通の妨げになるから警察署長宛。
- ・道路占用許可申請書は、**道路管理者**。  
道路をしばらくの間占有するから、道路管理者宛となり、市道なら市長、県道なら県知事。
- ・特殊車両通行許可申請書は、**道路監理者**。
- ・車両乗入などのための歩道の切下げ工事は、**道路管理者**。(通称：24 条申請)
- ・電波法に基づく伝搬障害防止区域内における高さ **31m を超える**建築物の新築工事において、当該工事の着手前に、**建築主**が**総務大臣**あてに「高層建築物等予定工事届」を提出する。
- ・消防用設備等着工届や、圧縮アセチレンガス設置等の貯蔵または取扱い届は、工事が完了した日から **4 日以内**に**消防長**または**消防署長**。
- ・中間検査申請書や完了検査申請書は、**建築主事**に **4 日以内**に到達するように！

### 【バツ問例】

- ・敷地に設ける駐車場の出入りのために歩道の切下げを行う必要があったので、当該工事の建築主が、歩道の工事の設計及び実施計画について承認を受けるための申請書を、建築主事あてに提出した。
- ・道路に外部足場を設置するに当たって、継続して道路の一部を使用する必要があったので、「道路使用許可申請書」を道路管理者あてに提出した。
- ・既存建築物を除却し、引き続き同じ敷地に床面積の合計が 200 m<sup>2</sup> の建築物を新築する工事に先立ち、当該既存建築物の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup> であったので、当該工事の施工者が特定行政庁あてに「建築物除却届」を提出した。
- ・大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」を、特定工事の発注者が、作業開始の日の 14 日前までに労働基準監督署長あてに提出した。  
労働基準監督署長あてに提出した。
- ・騒音規制法に基づく「特定建設作業実施届出書」を、工事施工者が、作業開始の日の 7 日前までに労働基準監督署長あてに提出した。
- ・労働安全衛生法に基づく「クレーン設置届」を、事業者が、工事の開始の日の 10 日前までに労働基準監督署長あてに提出した。
- ・消防法に基づく「消防用設備等設置届出書」を、特定防火対象物の関係者が、工事が完了した日から 10 日以内に消防長又は消防署長あてに提出した。